# 令和８年第７回
# 小坂町農業委員会会議録

令和８年７月６日（月）１４時００分役場会議室において招集した。

１．出席委員（８人）は次のとおりである。

| | | |
|---|---|---|
| １番　安　保　清　栄 | ２番　中　村　修太郎 | ４番　小　舘　康　弘 |
| ５番　木　村　　功 | ６番　宮　舘　秀　樹 | ７番　奈　良　延　浩 |
| ８番　本　田　立　子 | 10番　亀　田　静　子 | |

２．欠席委員（２人）は次のとおりである。

| | |
|---|---|
| ３番　阿　部　龍　平 | ９番　中　村　　仁 |

３．本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 杉　原　隆　広 |
| 局長補佐 | 中　村　長　裕 |
| 事務局員 | 金　澤　佳　奈 |

４．本会の書記は次のとおりである。

| | |
|---|---|
| 事務局員 | 金　澤　佳　奈 |

５．議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

２番　中　村　修太郎　　４番　小　舘　康　弘

６．会議に付した案件は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日程第１ | 報告 | 第１４号 | 全国農業委員会会長大会について |
| | | 第１５号 | 秋田県農業会議第１１回通常総会について |
| | | 第１６号 | 農地法第３条の３第１項の規定による届出について |
| 日程第２ | 決定 | 第　４号 | 小坂町農用地利用等促進計画を定めることについて |
| 日程第３ | 協議 | 第　４号 | 令和８年度秋田県農業委員会大会における政策提案の検討について |

（１３：５８）

議　長（亀田）　予定時刻より若干早いですが、本日出席予定の委員全員出席となりましたので、これから令和８年第７回の総会を始めたいと思います。

事務局より出席状況について、報告をお願いいたします。

事務局　３番阿部委員と９番中村委員から欠席の連絡が来ております。また、工藤推進委員から欠席の連絡が来ております。

従いまして、委員の出席は、現時点で８名出席です。

議　長　只今の出席者は８名です。よって、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による定数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。

本日の会議録署名委員を指名いたします。２番、中村修太郎委員、４番、小舘康弘委員の両名を指名いたします。

（１３：５９）

議　長　では、本日の議事に入ります。
本日の議事日程は１ページのとおりです。
日程第１、報告第１４号について、事務局より説明をお願いします。

事務局　報告第１４号を説明いたします。
資料は２ページから４５ページです。
６月１日から４日の日程で全国農業委員会会長大会へ出席してきました。
全国農業委員会会長大会は６月２日に東京シビックホールを会場に開催され、県北地区の農業委員会会長全員と各市町の事務局が出席しました。
大会では５ページの次第にありますとおり、３件の決議採択と１件の実行運動計画の承認がされました。詳細については資料７ページ以降になりますので、後でご覧下さい。
また、同日、実行運動計画に基づく秋田県選出国会議員への要請集会が行われ、衆参国会議員が出席したなかでの要請行動を行いました。要請内容は資料の３７ページ以降のとおりであります。
６月３日と４日は千葉県へ出向き、小泉ファームなどを視察研修してきました。
以上で報告第１４号の説明を終了します。

議　長　ここで、暫時休憩します。
（１４：０１）

再開します。
（１４：１２）

報告第１４号について質問等ありますか。

各委員　なしの声あり。

議　長　それでは、報告第１４号を終了します。
（１４：１３）

議　長　次に、報告第１５号について説明をお願いします。

事務局　報告第１５号について説明します。
資料は４６ページから７３ページになります。
総会は６月２５日に秋田市のホテルメトロポリタン秋田を会場に開催され、全県の農業委員会会長及び関係機関が出席しました。
大会では４９ページの次第にあるとおり、議案第１号から５号について審議し、全て承認されました。詳細につきましては、お時間があるときにお手元の資料をご覧下さい。
以上で報告第１５号の説明を終了します。

議　長　ここで、暫時休憩します。
（１４：１４）

議　長　再開します。
（１４：１７）

議　長　報告第１５号について質問等ありますか。

各委員　なしの声あり。

議　長　それでは、報告第１５号について終了します。
（１４：１７）

議　長　次に、報告第１６号の説明をお願いします。

事務局　報告第１６号について説明します。資料は７４ページから７８ページです。
農地法第３条の３第１項の規定による届出についてです。
場所は万谷地区です。隣接している家屋について、現在は空き家となっております。
この空き家となっている家屋についても申請者の方が相続登記しており、関連しての届出となります。地目は畑で面積は２，９９０㎡です。農業委員会によるあっせんの希望はなしとなっております。
現在、この農地について、賃貸借契約等は結ばれておりません。この空き家となっている家屋も含めて購入希望者がいるということで関東方面の不動産会社から問い合わせが来ており、近々３条による売買の申請を提出したいとのことでした。
購入する方については、別荘として家屋を購入するようで、農地については管理方法をどのようにするか決めかねているようでした。
３条の申請が出てきた段階で、自分で管理が難しいようであれば、賃貸借契約の意向を確認しながら遊休農地とならないような指導をして参りたいと思います。
以上、報告第１６号について説明を終了します。

議　長　ここで、暫時休憩します。
（１４：１８）

再開します。
（１４：２２）

報告、第１６号について質問等ありますか。

なしの声あり。

それでは、報告第１６号について終了します。
（１４：２２）

議　長　次に、日程第２、決定第４号について説明をお願いします。

事務局　決定第４号について説明します。資料は７９ページから８５ページです。
農地中間管理機構を仲介して賃借権設定をする件についてです。令和８年６月１７

日付けで小坂町長からこの農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められております。
　農地は全て細越地区です。地目は田んぼで１７筆、面積合計が１１，３５８㎡です。権利の種類は賃貸借権移転です。これまで上川原の亀田カーボディーさんが賃貸借契約を結んで管理しておりましたが、今年の降雪被害によって車の修理依頼が例年に無く入っていて、農作業の方に手が回らない状況ということでした。賃貸借期間は令和１３年１２月まであり、この残りの期間を受け手の方にお願いしたいとのことです。
　受け手は、鹿角市の成田さんです。この方は、この地区で外にも賃貸借をしており、農地の管理に影響はないものと思われます。賃借料についても同じ条件でそのまま引き継ぐということでした。
　８４ページと８５ページに位置図を掲載しています。
　以上で決定第４号の説明を終了します。

議　長　ここで、暫時休憩します。
（１４：２４）

　再開します。
（１４：２６）

　決定、第４号について質問等ありますか。

　なしの声あり。

　それでは、決定第４号について終了します。
（１４：２６）

議　長　次に、日程第３、協議第４号について説明をお願いします。

事務局　協議第４号について説明します。資料は８６ページから１１９ページです。
　令和８年度秋田県農業委員会大会における政策提案の検討についてであります。
　この件につきましては、県の農業会議より１１月１日に由利本荘市で予定している県の農業委員会大会へ大会議案として提出する予定であるため、県内全ての農業委員会に対して意見を求められているものです。
　この提案に対する今後のスケジュールについてですが、８月１４日が提出期限となっています。その後の予定は、県北地区は９月上旬に会長、会長職務代理者、事務局長会議で協議し、１０月２６日に行われる農業会議の第５２回理事会を経て大会議案が決定となり、１１月１日に由利本荘市の文化交流会カダーレを会場に行われる農業委員大会で議案として提出されることとなります。
　以上で、日程第３、協議第４号の説明を終了します。

議　長　ここで、暫時休憩します。
（１４：２７）

　再開します。
（１５：０８）

協議第４号について質問等ありますか。

各委員　なしの声あり。

議　長　それでは、協議第４号について終了します。
（１５：０８）

これで本日の議案はすべて終了しましたので、ただいまを持ちまして第７回総会を終了します。ありがとうございました。
（１５：０８）

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長　亀田　静子

署　名　委　員　中村　修太郎

署　名　委　員　小舘　康弘